

起業支援補助金 Q & A

Q1 どのような人が対象となりますか、学生や無職の場合は対象となりますか。また、過去に事業を営んでいた人は対象となりますか。

A1 学生や無職の方も対象となりますが、各枠で募集対象が異なりますのでご注意ください。また、農林漁業従事者が農林漁業以外の事業を起業する場合も対象となります。なお、過去に事業を営んだことがある方も応募可能です。詳しくはご相談ください。

Q2 私は父親の一般建（大工）業を専従者として手伝っていますが、今度独立し、同様に一般建築業を始めようと考えていますが、応募できますか。

A2 生計を別にし、個別に事業主として所得税の申告を行う場合は応募できます。

Q3 私は現在ある株式会社の役員をしていますが、IT関連のアイデアを事業化するため、新たな会社を設立し起業しようと考えています。資本金の半分以上は自分で、残りを友人が出資する事にしていますが、応募可能ですか。

A3 あなたが新たな会社の資本金として出資する割合が50%を超え、新規法人の役員のうち既存法人の役員が1/2未満であれば可能です。共同経営のように友人とちょうど半分ずつ出資する場合、又はあなたの出資割合が50%以下の場合には対象とはなりません。（50%では対象外です。）詳しくは別紙3をご覧ください。

Q4 夫婦で果樹園を行っており、収穫したリンゴを販売するための直売所を新たに開設する予定ですが、応募は可能ですか。

A4 この場合は「農業」の延長上にあるため募集対象の事業には該当しないことから応募はできません。ただし、主として、自家栽培した原材料（この場合はリンゴ）を使用した加工製品を製造する場合で、同一構内に工場又は作業所とみなされるものがあり、その製造のために専従の従業員（家族を除く）を新規に雇用する場合は応募できます。

Q5 私は主婦（夫はサラリーマン）ですが、自分でデザインした洋服を販売するインターネットショップを始める計画です。応募できますか。

A5 応募できます。なお、個人で起業するにあたっては、住所地を管轄する税務署に開業届を提出することが必要なほか、会社を設立する場合は50%を超える出資が必要となります。

Q6 私はスナック（飲食店）を開業しようと考えていますが、応募できますか。

A6 通常考えられるスナックは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業に該当することから、この業種での応募はできません。

Q7 麻雀店とラーメン店を併せた店舗で開業を考えています。麻雀店は風俗営業で対象とならないと思いますが、ラーメン店部分だけで応募は可能ですか。

A7 募集対象外の事業（麻雀店）と募集対象の事業（ラーメン店）を併設する場合は、応募できません。なお、それぞれに別会社を設立し、店舗の場所も違う場合は応募可能です。詳しくは窓口でご確認ください。

Q8 募集要領では「起業の実現が確実であること」が要件となっていますが、起業の確認はどのようにして行うのですか。

A8 個人の場合は税務署への開業届、法人の場合は設立登記により確認します。
起業日はそれぞれ開業届に記載された開業日、登記上の設立年月日となります。

Q9 私は会社を既に設立し登記も終了していますが、事業そのものはまだ実施していません。これから店舗をオープンすることにしていますが、応募できますか。

A9 今回の募集では起業に係る新会社の設立年月日が応募締め切り日前12ヶ月以内であれば、応募時点で会社が設立されていても募集の対象としております。商業登記簿謄本で設立年月日が上記期間内、起業者（応募者）の出資割合が50%を超えていることが確認できれば、応募可能です。

Q10 募集対象としていない業種として農林漁業、金融保険業、風俗営業等があげられていますが、その他募集の対象としていない業種にはどんなものがありますか。

A10 対象外としている業種については、別紙1をご参照ください。

Q11 補助金の対象となる経費が事業拠点費などと定められていますが、対象となる範囲を具体的に教えてください。

A11 対象となる経費は起業の準備段階から必要とする経費のうち、「事業拠点費」「人材育成費」「広告宣伝費」「人件費」としております。具体的内容については別紙2をご参照ください。

Q12 応募前に購入したものがああります。この費用は補助金の対象となりますか。

A12 補助の対象となる経費は、交付決定後に発注、契約、納品、支払したものに限定されていますので、応募前に発生した費用は補助対象とはなりません。
例えば、今回の第1回募集に応募していただき採択された場合は、8月初旬頃に通知される交付決定日以降に発生する費用が補助対象となります。

Q13 起業を計画していますが、計画作りやその準備についてのセミナーなど、参考となるものはありますか。

A13 秋田商工会議所では起業者向けの相談・セミナー等を開催しております。詳しくはお問い合わせください。

Q14 起業に相当の資金が必要ですが、自己資金や補助金を含めても資金不足が見込まれます。不足する資金の調達に活用できる融資制度などはありますか。

A14 起業時に要する資金については、秋田県や秋田市の制度融資があります。これは、信用保証協会の保証付きで県内金融機関が融資窓口となって、自己資金の範囲内で融資が可能となっているものです。利率などの詳細については各金融機関の窓口にご相談のうえご確認ください。また、日本政策金融公庫においても起業者向けの融資制度がありますので、秋田支店へお問い合わせください。

Q15 起業にあたり、従業員を新たに雇いたいと思っておりますが、この制度の他に支援制度はありますか。

A15 人材育成や賃金の助成に関する様々な助成制度がありますので、お近くのハローワークで一度ご相談ください。
なお、上記助成制度を活用する場合は、当補助金と併せて活用することができない場合がありますのでご注意ください。詳しくはご相談ください。

Q16 現在ある会社の代表者として事業を営んでいますが、現在の会社とは全く関係のない会社を設立しようと考えています。応募は可能ですか。

A16 出資率や雇用数など、別紙3に示す条件をクリアしていれば応募は可能ですので、起業形態をご確認のうえ、事前にご相談ください。

Q17 募集に応募して不採択となった場合に、その後の募集に応募できますか。

A17 不採択となった計画を見直し、再構築した内容で再応募することは可能です。再応募の場合は、既に執行済みの事業（契約・発注・支出、雇用）は補助対象にならないほか、また、起業日が募集締め切り日前12ヶ月を越える場合は応募できませんので、起業時期や補助対象経費を考えながら計画書の再作成をご検討する必要があります。

Q18 事業計画書の書き方がよくわかりません。相談に乗ってもらえますか。

A18 窓口での相談は随時受け付けております。
なお、募集期限が近くなりますと非常に混み合うことが予想されますので、なるべく早めにご相談いただきますようお願いいたします。

Q19 プレゼンテーション審査とは、どんなことをするのですか。

A19 ビジネス目的の場合と同様、審査委員に対する説明と説得ということになりますが、具体的には、審査委員の面前において起業者自ら今回の起業に係る計画内容を数分間で説明してもらい、審査委員がその説明に基づきその事業計画を評価する、ということになります。
プレゼンテーションには、パワーポイントの利用や計画書以外の補足資料の提出が認められています。
※Aターン起業・移住起業枠についてはプレゼンテーション審査はありません

Q20 個人事業者が新たに法人を設立する場合は対象となりますか。

A20 従来の個人事業として営んでいた事業を拡大・継続するために法人化する場合は、単なる既存事業の法人化にすぎないため対象とはなりません。たとえ定款により新たに他の事業を併せ行うものとしても対象外となります。
ただし、従来の個人事業を廃止せず、これを個人事業として継続させながら、全く異なる業種により法人を設立する場合は対象となります。この場合、代表者の出資比率は50%を超えている必要があります。
なお、個人事業主の専従者である家族が事業を引き継ぐ場合は、個人・法人を問わず対象外となります。ただし、専従者で無かったものが事業を引き継ぎ、元の事業主が経営に参加していない場合は対象となります。

Q21 NPO法人を立ち上げようと思っています。これは対象となりますか。

A21 NPO法人は対象としておりません。
起業支援制度は営利事業を営む中小企業者を対象とし、その開業率の向上と振興、合わせて雇用の増加を図ることを目的としております。残念ながらNPO法人はこの中小企業者の範疇には含まれないことから、今回の募集対象とはならないものです。

Q22	クレジットカードでの支払も補助対象となりますか。
A22	<p>可能です。ただし、クレジットカードでの支払はその決済が1ヶ月から2ヶ月程度ほど先であり、補助事業ではその決済をもって支払があったと見なされることから、その決済時期が補助対象期間内になっている必要があります。</p> <p>例えば、補助対象期間が3月10日までの場合、仮に2月に購入した物品の支払をクレジットカードにより行ってしまうと、クレジット会社への決済が4月に入ってからとなってしまうため、補助対象外となります。したがって、クレジットカードでの支払を行う場合は、その決済時期と補助対象期間とを十分確認のうえ支払を行うようにしてください。</p>

Q23	事業年度はいつからいつまでのことを言いますか。
A23	<p>会社組織であれば、その決算期のことを言います。例えば、3月決算であれば4月1日から3月31日まで、9月決算であれば10月1日から9月30日までとなります。</p> <p>個人事業の場合は所得税の計算期間（1月から12月）が事業年度となります。</p> <p>なお、補助金を計算する期間は県の会計年度（4月1日から3月31日まで）となりますので、表によっては期間が異なりますのでご注意ください。</p>

Q24	起業者の家屋（保有資産）に事務所・店舗を併設する場合、改築工事費を補助対象とすることはできますか。
A24	<p>補助対象とすることはできません。</p> <p>起業者の家屋（保有資産）に事務所・店舗を併設する場合の改築工事費を補助対象として認めた場合、結果的に補助金を利用して、個人の保有資産の資産価値増加につながることをため、補助対象とすることはできません。</p>

Q25	同店舗内でスペースをシェアして異なる事業者が起業する場合、補助対象とすることはできますか。
A25	<p>補助対象とすることはできません。</p> <p>補助対象経費となった内外装工事などの設備費や、店舗改築工事などの構築物費、機械装置、車輛運搬具及び工具器具備品の機械器具費については、補助対象事業にのみ使用していただくこととなりますが、異なる事業者が同店舗内でスペースをシェアして事業を営む場合、それらの使用区分が明確にできないことから、補助対象とすることはできません。</p>

Q26	フランチャイズチェーン店を経営しようと考えていますが、補助対象になりますか。
A26	<p>補助対象にはなりません。</p> <p>当補助金は、「優れたビジネスプランにより起業する」方を募集対象としています。フランチャイズチェーン店の場合、フランチャイズ契約に基づいた経営となり、起業者個人が独自性・独創性（優れたビジネスプラン）を発揮する裁量が少ないものと判断されます。</p> <p>また、フランチャイズチェーン店加盟者にとっては、フランチャイズの経営ノウハウやブランド力、マーケティング力によって、補助金を活用せずとも、起業の初期段階から安定した経営が期待できると見込まれます。</p> <p>よって、当補助金の補助対象からは除外することとします。</p>

Q & A 別紙 1
対象外業種

補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、園芸サービス業を除く）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの）
- (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの）
- (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、
一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- (5) 医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
- (6) 以下のサービス業等
 - ①風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」
（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
 - ②競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - ③芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類8094に含まれるもの）
 - ④場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
 - ⑤興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）（細分類7291
に含まれるもの）
 - ⑥集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類9299に含まれるもの）
 - ⑦易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - ⑧宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ⑨政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）
- (7) その他
 - ①公序良俗に反する事業
 - ②国（独立行政法人を含む）及び秋田県の他の補助金、助成金を活用する事業

Q & A 別紙 2

補助対象経費の説明

経費区分	説 明
事業拠点費	<p>■設備費 事業の拠点となる建物（事務所、店舗、工場、倉庫など）に係る次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内壁のクロス張り替え・塗装、間仕切りなどの造作工事、外壁の塗装などの内外装工事 ・ 屋内の電源・照明用の配線工事 ・ 換気や冷暖房用の空調設備工事 ・ 上下水道・給排水工事 ・ 衛生設備工事 ・ 自動ドア設置工事 ・ 看板設置工事 ・ 建物の賃借料 <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の取得に係る全経費 ・ 補助対象期間外の建物の賃借料 ・ 住居兼店舗における住居部分の賃貸料 ・ 建物の賃貸契約に係る敷金、礼金、仲介料、保証金及びこれらに準ずるもの ・ ビルテナントにおける共益費及び共同駐車場料金 ・ 中古品の購入（古物商から購入する場合は対象とする）
	<p>■機械器具費 起業に必要な工具器具備品、車輛運搬具、機械装置など次の購入費及びリース料</p> <p>①工具器具備品 ドリル、電動ノコなどの工作工具、ショーケース、レジスター、机・椅子・応接セット、コピー機、FAX、音響装置、パソコン（ソフト含む）などの備品類</p> <p>②車輛運搬具 乗用車、貨物自動車、二輪車、フォークリフト及びクレーン車などの陸上運搬車輛</p> <p>③機械装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NC旋盤、放電加工機、オートクレーブ、射出成型機など、各種製造用機械装置及びその付属設備 ・ 業務用冷凍・冷蔵庫、アイステーブルなどの厨房機器 ・ ブルドーザー、パワーショベルなどの重機 <p>※リース料は、補助対象期間内に契約し、支払を完了した分が対象</p> <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古機器の購入（古物商から購入する場合は対象とする） ・ 営業車として通常用いられる最も経済的な価格帯でない車輛 ・ 営業車輛用として、通常必要とは考えられないもの（高価なカーステレオやカーナビゲーション、アルミホイールなどの装備品並びにサンルーフなどのオプション仕様） ・ 車輛購入に際し、既存の自家用車を下取りに出す場合
	<p>■構築物費 土地の上に固定した建物以外の土木設備又は工作物である次のものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔 ・ 舗装工事（アスファルト、コンクリート等） ・ 塀 ・ キャンピー（建物に接続していないもの） ・ タンク等

人材育成費	<p>従業員の教育に係る研修等、次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に係る講師謝礼、講師旅費 ・講習会等の受講料、テキスト代 <p>※コンサルティング会社に研修を委託する場合は、その委託契約期間が補助対象期間内に完了するものであること</p> <p>※社内で職員研修を行う場合、具体的な研修内容、受講者数、時間単価、スケジュールを記載した契約書等を作成し、研修終了後は実施機関（契約の相手先）から完了報告書を徴取すること。また、研修期間中における受講状況等の写真を撮影しておくこと。</p> <p>※社外の研修に参加させる場合は、受講の案内、申込書の写し、受講者の報告書、研修に使用したテキスト等の資料を整備保管すること。</p> <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修旅費における飲食代、土産代
広告宣伝費	<p>広告宣伝に要する次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成、新聞・雑誌への広告掲載、テレビ・ラジオCM、チラシ・パンフレット作成配布、プレゼンテーション用ビデオ・CD・DVD作成、DM印刷・送料、展示会出展費用 <p>※展示会出展費用は、参加費、ブース料、ブース設定工事費（電気、給排水、造作工事等）、展示期間中のアルバイト代（展示会場で直接従事する者に限る）、ブースにかかる水道光熱費、会場までの旅費、資材の運送費、撤去費、試供品、見本品などの制作費などが対象となる。</p> <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入を目的にする費用
旅費	<p>起業予定地の調査や、営業活動等に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機及び鉄道等の交通費 ・宿泊料は、宿泊に要する経費に限り、上限11,800円とする。 <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー代 ・レンタカー代 ・ガソリン代 ・高速道路通行料金 ・鉄道のグリーン車利用料金 ・航空機のプレミアムシート ・その他公共交通機関以外の旅費 ・飲食代
人件費	<p>雇用保険に加入している者への給与・各種手当での基本支給額で、交付決定日以後に発生するもので、補助対象期間内に支払が完了したもの。</p> <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主及び家族専従者の給与 ・雇用保険に加入していない従業員 ・共同経営者 ・出資者 ・法人の場合、役員報酬
備考	<p>別紙2に掲げる経費以外の経費は、原則補助対象外とする。</p> <p>【対象外経費】（参考）</p> <p>通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料等）、光熱水費、事務用品・衣類等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代、団体等の会費、自動車等車輛の修理費用、車検費用、機械器具類の修理費用、公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料、振込手数料、借入金などの支払利息及び遅延損害金 など</p>

Q & A 別紙 3

法人	設立方法	可否	理由・条件
県内 法人	既存法人の役員が既存法人存続のまま、新規の法人を設立し、事業所を新たに設置	可	起業者である出資者が既存法人の役員で、その出資割合が50%超であって、競合業種でない事業である場合。 ただし、新法人設立前の既存法人の従業員数Aに比して、新法人設立後の新法人の従業員数と既存法人の従業員数の計Bが大きくなければならない。(ただし、以下の場合は不可)
		不可	新設法人の役員(持分会社の場合は社員、以下同じ。)のうち既存法人の役員が1/2以上を兼ねている場合や、既存法人又は他の既存法人の出資比率が1/4以上の場合、並びに既存法人とその子会社の出資額を合わせた出資比率が1/4以上の場合には不可。
	既存法人の役員が既存法人存続のまま、個人事業を新たに起業	可	起業者である個人事業主が既存法人の役員で、競合業種でない事業である場合。 ただし、個人事業起業前の既存法人の従業員数Aに比して、起業後の個人事業の従業員数と既存法人の従業員数の計Bが大きくなければならない。(ただし、以下の場合は不可)
		不可	新たに立ち上げた個人事業の従業員のうち、既存法人の従業員が1/2以上を兼ねている場合は不可。
	既存法人を解散・清算し、新たに法人を設立する場合	可	清算完了の場合特に制約無し。 解散登記の謄本提出。
		不可	応募時に清算中である法人で、その清算人が上記代表者と同ーである場合は不可。
県外 法人	既存法人の役員が既存法人存続のまま、県内に新規の法人を設立し、事業所を新たに設置	可	起業者である出資者が既存法人の役員で、その出資割合が50%超の場合。業種は同じでも可。 ただし、新法人設立前の既存法人の従業員数Aに比して、新法人設立後の新法人の従業員数と既存法人の従業員数の計Bが大きくなければならない。 また、代表者のうち一人以上は秋田県内に住所を有するものでなければならない。(ただし、以下の場合は不可)
		不可	新設法人の従業員のうち既存法人の役員が1/2以上を兼ねている場合や既存法人又は他の既存法人の出資比率が1/4以上の場合、並びに既存法人とその子会社の出資額を合わせた出資比率が1/4以上の場合には不可。
	既存法人の役員が既存法人存続のまま、県内で個人事業を新たに起業	可	起業者である個人事業主が既存法人の役員の場合、業種は同じでも可。 ただし、個人事業起業前の既存法人の従業員数Aに比して、起業後の個人事業の従業員数と既存法人の従業員数の計Bが大きくなければならない。 また、起業者である個人事業主は秋田県内に住所を有するものでなければならない。(ただし、以下の場合は不可)
		不可	新たに立ち上げた個人事業の従業員のうち、既存法人の従業員が1/2以上を兼ねている場合は不可。
	既存法人を解散・清算し、新たに法人を設立する場合	可	清算完了の場合特に制約無し。 解散登記の謄本提出。
		不可	応募時に清算中である法人で、その清算人が上記代表者と同ーである場合は不可。